

大町病院診療情報の提供に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法人社団青空会大町病院における診療情報の提供の基準と手続を定めることにより患者との信頼関係を構築し、もって質の高い医療の提供と開かれた病院づくりを目指すため、大町病院診療情報の提供に関して、医療行為におけるインフォームド・コンセント及び個人情報保護の理念に沿った手続のあり方を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 診療情報とは、医療提供の必要性を判断し、又は医療の提供を行うために、診療などを通じて得た患者の健康状態やそれらに対する評価及び医療の提供の経過並びに結果に関する情報をいう。
- 二 診療録（カルテ）とは、医師が記載する診療に関する事項の記録であり、医師・歯科医師の業務記録（医師法第24条）をいう。
- 三 診療記録とは、診療情報が紙などの媒体に患者ごとに記載されたものであり、医療従事者の業務記録（カルテ、看護記録、処方箋、検査記録、エックス線写真、デジタル情報、診断書又は証明書等）をいう。

(提供する診療情報の範囲)

第3条 提供する診療情報の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診療録（カルテ）
- 二 看護記録
- 三 処方箋
- 四 検査記録
- 五 エックス線写真
- 六 デジタル情報
- 七 診療を目的として病院が作成し、又は取得した診療記録
- 八 診断書又は証明書

(診療情報を提供する対象者)

第4条 本要綱において診療情報の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者とし、本院においてはこれを受け付けるものとする。

- 一 患者本人
- 二 患者本人以外の者
 - (1) 民法（明治29年法律第89号）に定める成年後見人

(2) 未成年者の法定代理人

(3) 実質的に患者の世話をを行っている親族又はそれに準ずる者。ただし、親族とは、患者の配偶者、子及び父母を基本とする。

2 前項第2号(2)又は(3)に該当する場合は、患者が15歳以上で合理的判断ができない場合を除き、当該患者の同意を必要とする。

(患者本人が死亡した場合の特例)

第5条 診療記録の提供は、患者本人への提供を原則とするが、患者本人が死亡し、遺族から診療記録の提供の申出がなされた場合には、院長は、診療記録の提供の可否、提供を可とする場合の提供対象者、当該記録の提供範囲及び内容等について診療記録提供審査委員会(以下「委員会」という。)の意見をあらかじめ聴いた上で、診療記録の提供の可否等について判断し、可と決定した場合には、遺族に対して診療記録の提供を行うことができるものとする。ただし、第3条第1項第7号に定める診断書又は証明書の交付に関しては、この限りでない。

2 前項の遺族とは、死亡した患者本人の配偶者、子及び父母を基本とする。

(提供しないことができる診療情報)

第6条 提供の申出がなされた診療記録が、次のいずれかに該当する診療記録の場合は、院長は当該診療記録を提供しないことができるものとする。ただし、当該各号の規定は、提供を原則とする中での例外であることから、院長は個々の申出にあたっては、画一的な判断に陥ることなく、一部提供を含め、慎重に判断をしなければならない。

一 診療等への悪影響が懸念される時。

二 他医療機関及び訪問看護ステーション等第三者から得た情報で、第三者の了解が得られない時。

三 関係者の権利を損なうおそれがある時。

四 未成年者の法定代理人による申出がなされた場合で、それぞれ提供することが当該未成年者の利益に反すると認められる時。

五 提供の申出や態様が第1条に規定する信頼関係の構築の目的を明らかに逸脱し、濫用と認められる時。

六 その他、診療記録を提供しないことにつき正当な理由があると認められる時。

(診療記録の提供申出等の受付)

第7条 診療記録の提供に係る申出を行う者は、別に定める「診療記録提供申出書」(様式第1号1、2。以下「申出書」という。)又は「文書交付申込書」(様式第9号。以下「申込書」という。)を院長に提出しなければならない。

2 前項の申出は、直接来院の上で行うものとし、かつ院長に対し、第4条に定める申出者であることを証明するため、次のいずれか又は複数の書類を提示し、必要に応じてその写しを提出しなければならない。

一 申出者が患者本人の場合

(1) 運転免許証

- (2) 旅券
- (3) 健康保険の被保険者証
- (4) 年金手帳
- (5) その他、身分が特定される書類等

二 申出者が患者本人以外の場合

- (1) 全号各号に定めるいずれかの書類等
- (2) 戸籍謄本
- (3) 成年後見審判書又は成年後見されていることが分かる登記事項証明書
- (4) 実質的に患者本人の世話を行なっていることが分かる書類
- (5) 患者本人の同意書

3 第1項の規定により提出された申出書又は申込書の受付と、前項の規定により提出又は提示された書類により行われる申出者が第4条及び第5条に定める者であることの確認の手続きは、本院事務部医事課において前項各号に定める書類により行うものとする。ただし、院長が自ら判断する必要があると認める場合はこの限りではない。

(診療記録の提供方法)

第8条 院長は、「申出書」を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、提供の可否等につき決定し、申出者に対して別に定める「診療記録の提供のお知らせ」(様式第4号)又は「診療記録の非提供のお知らせ」(様式第5号)により遅滞なく通知する。ただし、やむを得ない理由により、14日以内に決定することができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度としてその期日を延長する。この場合、院長は、速やかに当該延長の旨とその理由を申出者に対して通知しなければならない。

2 院長は、前項の規定により診療記録の提供の可否(全部提供・部分提供・非提供)を決定する場合は、あらかじめ「診療記録の提供に関する意見照会・回答票」(様式第2号)により申出に係わる患者の担当医の意見を聴くとともに、必要に応じて委員会に意見を求め、提供の可否を決定する。ただし、提供の申出があった診療記録に他の医療機関で作成した内容が含まれている場合は、あらかじめ「診療記録の提供に関する照会書」(様式第3号の1)により当該医療機関の作成者に対して意見を聴くとともに、「診療記録の提供照会に関する回答書」(様式第3号の2)により意見を求め、その結果を含めて提供の可否を決定する。

3 前項により診療記録を提供する場合の方法は、閲覧、閲覧及び複写物の提供、又は診療記録に代わる「要約書」(様式第6号)の交付によるものとする。この場合、当該記録の提供は、院長が指定する場所で、職員の立会いの下に行うものとする。

4 院長は、個人情報保護の観点から、申出者に対し診療情報を提供する際に、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起しなければならない。

5 第5条に規定する診療情報の提供の手続きは、各項の規定を準用するものとする。

6 診療情報の提供に係る一切の手続が終了したときは、当該事務の担当者は「診療記録の提供に係る手続終了報告書」(様式第8号)により院長に報告する。

(診療情報の提供に必要な費用)

第9条 閲覧及び要約書の交付については無料とする。ただし、要約書を作成するに当たり、特別な費用が伴う場合には申出者の同意を得て、その実費額を徴収することができる。

- 2 複写物を提供する場合は、「診療記録の写しの交付引渡書」(様式第7号)を作成し、申出者に通知するとともに、複写に要した実費額を徴収する。

(診療記録提供審査委員会の設置と運営)

第10条 委員会は、本院における診療記録の提供が適切に行われるための具体的方策等について検討し、検討結果を院長に答申する。

- 2 委員会は、大町病院倫理審査委員会委員のうち1号委員である者、事務長、技術診療部長、総務課長、医事課長又は医事係長をもって構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、院長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、院長の諮問に基づき委員会を招集し、会議の議長となる。
- 5 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、第5条第1項及び第8条第2項に基づき院長から意見を求められたとき、申出者の第4条及び第5条の該当の有無、提供する診療記録の範囲及び方法について審議し、診療記録提供の可否(提供、部分提供、非提供)について公平かつ慎重に検討する。
- 7 委員会の庶務は、事務部医事課において処理する。

(その他)

第11条 院長は、医師と患者の信頼関係の構築を図るため、インフォームド・コンセント等診療情報の提供に必要な知識及びコミュニケーション技術に関する体系的な教育の充実を図るとともに、診療諸記録の記載方法及び使用言語の標準化を図り、質の向上を目指すものとする。

- 2 この要綱に基づき、診療記録を提供するに当たり発生した運用上の問題点等については、委員会で検討し、適宜この要綱の見直しを行うものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、院長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

(適用対象となる記録)

- 2 本要綱により提供の対象となる診療情報に係る記録は、平成16年4月1日以降になされた診療につき、同日以降に本院において作成又は取得されたものとする。